

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和 4 年 8 月 4 日

今治市監査委員 木原盛展
同 越智豊

| 対 象 団 体 | 主 管 課 等 | 監査結果報告書の日付 |
|--|---|-----------------|
| 今治コミュニティ放送株式会社 | 総合政策部 企画防災政策局 防災危機管理課 (旧 総務部 防災危機管理課) | 令和 4 年 6 月 23 日 |
| <p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 市は、今治コミュニティ放送株式会社と緊急告知ラジオ売買契約及び販売委託契約を締結しているが、当該売買契約に基づくラジオの納品のうち、同社の販売委託用として市に納品されたラジオの検収は書類確認だけで済ませていたので、適正に事務処理をされたい。(主管部課)</p> | | |
| <p>(措置の内容)</p> <p>1 今後、納品時には検収職員立会いの下、数量確認等実施し、作業写真等を残すこととする。(主管部課)</p> | | |

| 対 象 団 体 | 主 管 課 等 | 監 査 結 果 報 告 書 の 日 付 |
|---|------------------------|---------------------|
| 社会福祉法人 今治市社会福祉協議会 | 健康福祉部 健康福祉政策局 福祉政策課 | 令和4年6月23日 |
| <p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用料金の設定業務や宣伝広報業務において、仕様書等の業務基準を満たしていないものが見受けられたので、仕様書等に沿って適正に事務処理されたい。(団体) 2 利用料金の設定業務や宣伝広報業務において、仕様書等の業務基準を満たしていないものが見受けられたので、指定管理者に対して業務改善の指示をされたい。(主管部課) | | |
| <p>(措置の内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該指摘箇所については、令和4年度より事業全体の見直しにより、仕様書が変更されたので、現在は、その仕様書に沿って、適正に事務処理を行っている。(団体) 2 当該指摘箇所については、令和4年度より事業全体の見直しに伴い、仕様書を変更したので、その仕様書に沿って、適正に事務を行うよう指導した。(主管部課) | | |

| 対 象 団 体 | 主 管 課 等 | 監 査 結 果 報 告 書 の 日 付 |
|---|---------------------------------------|---------------------|
| 一般財団法人 今治文化振興会 | 産業部 交流振興局 文化振興課 (旧 教育委員会事務局 文化振興課) | 令和4年6月23日 |
| <p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市が徴収委託している物品売払代金について、独立した口座で保管することとし、仕様書に沿って適正に対応されたい。(団体) 2 内部で定められた会計処理規則どおりに処理されていないものが見受けられた。規則改正を含めて検討し、適正に事務処理されたい。(団体) | | |
| <p>(措置の内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 団体に対し指導を行い、独立した口座を開設させ、適正な対応に改めた。(団体) 2 少人数での勤務体制に備え、現金保管の上限額を定めた内部規定を策定させるとともに、会計処理規則の改正に着手させた。(団体) | | |